

# 中華人民共和国環境影響評価法

(2002年10月28日第九期全国人民代表大会常務委員会第三十回会議通過、2016年7月2日第十二期全国人民代表大会常務委員会第二十一回会議『中華人民共和国エネルギー節約法』など6件の法律を改正することに関する決定』に基づき修正、2018年12月29日第十三期全国人民代表大会常務委員会第七回会議『中華人民共和国労働法』など7件の法律を改正することに関する決定』に基づき修正)

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 計画の環境影響評価
- 第三章 建設プロジェクトの環境影響評価
- 第四章 法的責任
- 第五章 付則

## 第一章 総則

第一条 持続可能な発展戦略を実施し、計画と建設プロジェクトの実施による環境への悪影響を予防し、経済・社会・環境の調和のとれた発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 本法にいう環境影響評価とは、計画と建設プロジェクト実施後に発生する可能性のある環境影響について分析・予測・評価を行い、悪影響を予防もしくは軽減する対策と措置を提示し、追跡モニタリングを行う方法と制度を指す。

第三条 本法第九条に規定する範囲内で計画を策定し、中華人民共和国の領域内と中華人民共和国が管轄するその他の海域内の環境に影響のあるプロジェクトを建設するときは、本法に従って環境影響評価を行わなければならない。

第四条 環境影響評価は必ず客観的に、公開で、公正に行い、計画もしくは建設プロジェクト実施後の各種環境要因およびそれが構成する生態系に与える可能性のある影響を総合的に考慮し、決定に科学的根拠を提供しなければならない。

第五条 国家は関係団体・専門家・公衆が適切な方式で環境影響評価に参加することを奨励する。

第六条 国家は環境影響評価の基礎的データベースと評価指標体系建設を強化し、環境影響評価の方法、技術規範についての科学的な研究を奨励・支援し、必要な環境影響評価情報共有制度を構築し、環境影響評価の科学性を高める。

国務院生態環境主管部局は国務院関係部局と共同で、環境影響評価の基礎的データベースと評価指標体系を構築・整備しなければならない。

## 第二章 計画の環境影響評価

第七条 国務院関係部局、区設市以上の地方人民政府およびその関係部局は、策定する土地利用に関する計画、区域・流域・海域の建設開発利用計画について、計画策定過程で環境影響評価を行い、計画の環境影響に関する章もしくは説明を執筆しなければならない。

計画の環境影響に関する章もしくは説明は、計画実施後に発生する可能性のある環境影響について分析・予測・評価を行い、悪影響を予防もしくは軽減する対策と措置を提示し、計画草案の一部として計画審査機関に提出しなければならない。

環境影響に関する章もしくは説明を欠く計画草案については、審査機関はその審査を行わない。

第八条 国務院関係部局、区設市以上の地方人民政府およびその関係部局は、策定する工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源開発に関する個別計画（以下、個別計画）について、審査のために提出する前に環境影響評価を行い、個別計画の審査機関に環境影響報告書を提出しなければならない。

前項に列記した個別計画の中の指導的計画は、本法第七条の規定に従い環境影響評価を行う。

第九条 本法第七条、第八条の規定に従って環境影響評価を行う計画の具体的範囲は、国務院生態環境主管部局が国務院関係部局と共同で規定し、国務院に届け出て承認を得る。

第十条 個別計画の環境影響報告書には下記の内容を盛り込まなければならない。

- (一) 当該計画の実施が環境に与える可能性のある影響の分析・予測・評価。
- (二) 環境への悪影響を予防もしくは軽減する対策と措置。
- (三) 環境影響評価の結論。

第十一条 個別計画の策定機関は直接公衆の環境権益を害する悪影響が生じる可能性のある計画について、当該計画草案を審査のために提出する前に、審議会、聴聞会もしくはその他の形式で、関係団体・専門家・公衆の環境影響報告書草案に対する意見を求めなければならない。ただし、国家が秘密保持が必要と規定する場合は除く。

策定機関は関係団体・専門家・公衆の環境影響報告書草案に対する意見を真剣に考慮し、提出する環境影響報告書の中に意見の採否についての説明を書き添えなければならない。

第十二条 個別計画の策定機関が計画草案を審査のために提出するとき、環境影響報告書も一緒に審査機関に提出しなければならない。環境影響報告書を添付していない場合、審査機関はその審査を行わない。

第十三条 区設市以上の人民政府が個別計画草案を審査決定する際は、人民政府が指定した生態環境主管部局もしくはその他の部局が関係部局の代表者と専門家を集めて審査グループを組織し、環境影響報告書の審査を行わなければならない。審査グループは書面で審査意見を提出しなければならない。

前項に規定する審査グループに参加する専門家は、国務院生態環境主管部局の規定により設立した専門家データベースの中の関連分野の専門家リストの中から、無作為抽出方式で決定しなければならない。

省級以上の人民政府の関係部局が審査を担当する個別計画の環境影響報告書の審査方法は、国務院生態環境主管部局が国務院関係部局と共同で制定する。

第十四条 審査グループが修正意見を提出したときは、個別計画の策定機関は環境影響報告書の結論と審査意見に基づいて、計画草案を修正し、環境影響報告書の結論と審査意見の採用状況について説明しなければならない。採用しない場合は理由を説明しなければならない。

区設市以上の人民政府もしくは省級以上の人民政府の関係部局が個別計画草案を審査するときは、環境影響報告書の結論と審査意見を決定の重要根拠としなければならない。

審査の中で環境影響報告書の結論と審査意見を採用しなかった場合は、説明を行い、併せて調査に備えて保管しておかななければならない。

第十五条 環境に重大な影響のある計画実施後、策定機関は速やかに環境影響の追跡評価を行い、評価結果を審査機関に報告しなければならない。明らかな環境への悪影響が発見された場合は、速やかに改善措置を提示しなければならない。

### 第三章 建設プロジェクトの環境影響評価

第十六条 国家は建設プロジェクトの環境への影響の程度に応じて、建設プロジェクトの環境影響評価の分類管理を実施する。

建築主は以下の規定に従い環境影響報告書、環境影響報告表を作成するか、環境影響登記表（以下三つ合わせて環境影響評価文書）に記入しなければならない。

(一) 重大な環境影響が生じる可能性がある場合は、環境影響報告書を作成し、発生する環境影響について全面的に評価しなければならない。

(二) 軽度の環境影響が生じる可能性がある場合は、環境影響報告表を作成し、発生する環境影響について分析もしくは個別的に評価をしなければならない。

(三) 環境影響が非常に小さく、環境影響評価を行う必要が無い場合は、環境影響登記表に記入しなければならない。

建設プロジェクトの環境影響評価分類管理リストは、国務院生態環境主管部局が制定し公布する。

第十七条 建設プロジェクトの環境影響報告書には下記の内容を含まなければならない。

- (一) 建設プロジェクトの概況。
- (二) 建設プロジェクトの周辺環境の現状。
- (三) 建設プロジェクトが環境に与える可能性のある影響の分析・予測・評価。
- (四) 建設プロジェクトの環境保護措置およびその技術、経済性検証。
- (五) 建設プロジェクトの環境への影響の経済的損益分析。
- (六) 建設プロジェクトに対する環境モニタリング実施の提言。
- (七) 環境影響評価の結論。

環境影響報告表と環境影響登記表の内容と様式は、国務院生態環境主管部局が制定する。

第十八条 建設プロジェクトの環境影響評価は、計画の環境影響評価との重複を避けなければならない。

総合的な建設プロジェクトの計画は、建設プロジェクトとして環境影響評価を行い、計画の環境影響評価は行わない。

すでに環境影響評価が実施された計画に具体的な建設プロジェクトが含まれる場合は、計画の環境影響評価の結論を建設プロジェクトの環境影響評価の重要根拠としなければならない。建設プロジェクトの環境影響評価の内容は計画の環境影響評価審査意見に基づき簡略化しなければならない。

第十九条 建築主は技術団体に建設するプロジェクトについての環境影響評価の実施と、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の作成を委託することができる。建築主が環境影響評価技術能力を有している場合は、自ら建設プロジェクトの環境影響評価を行い、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成することができる。

建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の作成にあたっては、国家の環境影響評価に関する基準、技術規範などの規定を遵守しなければならない。

国務院生態環境主管部局は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の能力構築ガイドラインと監督方法を制定しなければならない。

建築主から建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の委託を受けた技術団体は、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告書の審査を担当する生態環境主管部局またはその他の審査関係部局との間にいかなる利害関係もあってはならない。

第二十条 建築主は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の内容と結論に責任を負わなければならない。建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の委託を受けた技術団体は作成した建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表について相応の責任を負わなければならない。

区設市以上の人民政府生態環境主管部局は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成団体に対する監督管理と品質評価を強化しなければならない。

建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告書の審査を担当する生態環境主管部局は作成団体、作成代表者および主要作成者の違法行為情報を社会的信用ファイルに記入し、全国信用情報共有プラットフォームと国家企業信用情報公示システムに掲載して社会に公表しなければならない。

いかなる団体・個人も建築主に対し建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成する技術団体を指定してはならない。

第二十一条 国家が秘密保持が必要と規定した場合を除いて、環境に重大な影響が生じる可能性があり、環境影響報告書を作成すべき建設プロジェクトの建築主は建設プロジェクト環境影響報告書承認申請の前に、審議会、聴聞会を挙行し、もしくはその他の形式で関係団体・専門家・公衆の意見を求めなければならない。

建築主が承認申請する環境影響報告書には関係団体・専門家・公衆の意見の採否に関する説明を添付しなければならない。

第二十二条 建設プロジェクトの環境影響報告書、報告表は建築主が国务院の規定に基づいて審査権限のある生態環境主管部局に提出する。

海洋構造物建設プロジェクトの海洋環境影響報告書の審査は「中華人民共和国海洋環境保護法」の規定に従って処理する。

審査部局は環境影響報告書を受領した日から起算して 60 日以内、環境影響報告表を受領した日から起算して 30 日以内に、審査決定を行い、書面で建築主に通知しなければならない。

国家は環境影響登記表の登録管理を行う。

建設プロジェクト環境影響報告書、報告表の審査および環境影響登記表の登録にあたっては、いかなる費用も徴収してはならない。

第二十三条 国务院生態環境主管部局は下記の建設プロジェクトの環境影響評価文書の審

査を担当する。

- (一) 核施設、極秘構造物など特殊な性質の建設プロジェクト。
- (二) 二つ以上の省、自治区、直轄市の行政区域にまたがる建設プロジェクト。
- (三) 国務院が審査した、もしくは国務院が関係部局に審査を授権した建設プロジェクト。

前項の規定以外の建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査権限は省、自治区、直轄市の人民政府が規定する。

行政区域をまたいで悪影響が生じる可能性のある建設プロジェクトで、関係する生態環境主管部局の間で当該プロジェクトの環境影響評価の結論について争いが生じた場合、その環境影響評価文書は共通の上級生態環境主管部局が審査する。

第二十四条 建設プロジェクトの環境影響評価文書承認後、建設プロジェクトの性質、規模、地点、採用した生産工程または汚染防止、生態破壊防止の措置に重大な変更があった場合は、建築主は建設プロジェクトの環境影響評価文書の承認申請をやり直さなければならない。

建設プロジェクトの環境影響評価文書承認の日から 5 年以上経過してから当該プロジェクトの着工を決定した場合は、元の審査部局にその環境影響評価文書の再審査を申請しなければならない。元の審査部局は建設プロジェクト環境影響評価文書を受領した日から起算して 10 日以内に、審査意見を書面で建築主に通知する。

第二十五条 建設プロジェクトの環境影響評価文書が審査部局の審査を受ける前または承認が出る前に、建築主は着工してはならない。

第二十六条 建設プロジェクト建設過程で、建築主は同時に環境影響報告書、環境影響報告表および環境影響評価文書審査部局の審査意見の中で指示された環境保護対策措置を実施しなければならない。

第二十七条 プロジェクトの建設・運転中に環境影響評価で承認された状況と適合しない事態が発生した場合は、建築主は環境影響評価の事後評価を実施し、改善措置を採り、元の環境影響評価文書審査部局と建設プロジェクト審査部局に届け出なければならない。元の環境影響評価文書審査部局は建築主に環境影響の事後評価実施を命じ、改善措置を採らせることができる。

第二十八条 生態環境主管部局は建設プロジェクトの稼働または使用開始後に発生した環境影響の追跡検査を行わなければならない、深刻な環境汚染または生態破壊が生じた場合は、原因を究明し、責任の所在を明らかにしなければならない。

建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏もしくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確または不合理な

どの重大な品質問題があった場合、本法第三十二条の規定に従い建築主およびその責任者と委託を受けて建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成した技術団体およびその関係者の法的責任を追及する。審査部局職員の職務怠慢により、承認すべきでない建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を承認した場合、本法第三十四条の規定によりその法的責任を追及する。

#### 第四章 法的責任

第二十九条 計画策定機関が本法の規定に違反し、環境影響評価を行わず、もしくは環境影響評価実施時に虚偽や職務怠慢行為があり、環境影響評価に重大な過誤が生じた場合、直接の担当役員およびその他の直接担当者に対し、上級機関もしくは監察機関が行政処分を行う。

第三十条 計画審査機関が記載されるべき環境影響に関する章や説明が欠落した計画草案、添付すべき環境影響報告書が添付されていない個別計画草案を違法に承認した場合、直接の担当役員およびその他の直接担当者に対し、上級機関もしくは監察機関が行政処分を行う。

第三十一条 建築主が建設プロジェクト環境影響報告書、報告表の承認申請を行わず、もしくは本法第二十四条の規定に従って環境影響報告書、報告表の再申請もしくは再審査具申を行わず、無断で着工した場合、県級以上の生態環境主管部局が建設の停止を命じ、違法状態と危害の結果に基づき、建設プロジェクト総投資額の百分の一以上、百分の五以下の過料を科し、併せて原状回復を命ずることができる。建築主の直接担当した役員およびその他の担当者に対し行政処分を行う。

建設プロジェクト環境影響報告書、報告表が未承認もしくは元の審査部局での再審査承認を経していないのに建築主が無断で着工した場合、前項の規定に従って、処罰・処分する。

建築主が建設プロジェクト環境影響登記表を登録しなかった場合、県級以上の生態環境主管部局が登録を命じ、5万元以下の過料を科す。

海洋構造物建設プロジェクトの建築主に本状に列記する違法行為があった場合、「中華人民共和国海洋環境保護法」の規定に従って処罰する。

第三十二条 建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏もしくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確もしくは不合理などの重大な品質問題があった場合、区設市以上の人民政府の生態環境主管部局が建築主に対し50万元以上200万元以下の過料を科し、併せて建築主の代表者、トップリーダー、直接の担当役員およびその他の直接担当者に対し、5万元以上20万元以下の過

料を科す。

委託を受けて建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成した技術団体が国家の環境影響評価標準や技術規範などの規定に違反し、作成した建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏もしくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確または不合理などの重大な品質問題があった場合、区設市以上の人民政府の生態環境主管部局が技術団体に対し受領した費用の3倍以上5倍以下の過料を科す。状況が悪質な場合は、環境影響報告書、環境影響報告表作成業務に従事することを禁止する。違法に得た物がある場合は没収する。

作成団体に本条第一項、第二項に規定する違法行為があった場合、作成代表者と主な作成者は5年間環境影響報告書、環境影響報告表作成業務に従事することを禁止する。犯罪を構成する場合、刑事責任を追及し、併せて環境影響報告書、環境影響報告表作成業務に従事することを生涯禁止する。

第三十三条 建設プロジェクト環境影響評価文書の審査承認、登録を担当する部局が審査、登録過程で費用を収受した場合、その上級機関もしくは監察機関が返還を命じる。状況が悪質な場合、直接の担当役員とその他の直接担当者に対し行政処分を行う。

第三十四条 生態環境主管部局もしくはその他の部局の職員が情実審査、職権乱用、職務怠慢により違法に建設プロジェクト環境影響評価文書を承認した場合、行政処分を行う。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

## 第五章 付則

第三十五条 省、自治区、直轄市人民政府は現地の実情に応じて、管轄区域の県級人民政府が策定した計画の環境影響評価の実施を要求することができる。具体的な方法は省、自治区、直轄市が本法第二章の規定を参考に制定する。

第三十六条 軍事施設建設プロジェクトの環境影響評価方法は、中央軍事委員会が本法の原則に従って制定する。

第三十七条 本法は2003年9月1日より施行する。

全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国労働法」など7件の法律の改正に関する決定

(2018年12月29日第十三期全国人民代表大会常務委員会第七回会議通過)

第十三期全国人民代表大会常務委員会第七回会議決定：

#### 四、「中華人民共和國環境影響評価法」の改正

(一) 第六条第二項、第九条、第十三条、第十六条第三項、第十七条第二項、第二十二条第一項、第二十三条、第三十一条、第三十四条中の「環境保護行政主管部局」を「生態環境主管部局」に改める。

#### (二) 第十九条を

「建築主は技術団体に建設するプロジェクトについての環境影響評価の実施と、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の作成を委託することができる。建築主が環境影響評価技術能力を有している場合は、自ら建設プロジェクトの環境影響評価を行い、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成することができる。

建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の作成にあたっては、国家の環境影響評価に関する基準、技術規範などの規定を遵守しなければならない。

国務院生態環境主管部局は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の能力構築ガイドラインと監督方法を制定しなければならない。

建築主から建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の委託を受けた技術団体は、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の審査を担当する生態環境主管部局またはその他の審査関係部局との間にいかなる利害関係もあってはならない。」

と改める。

(現行の環境影響評価法第十九条：委託を受けて建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供する団体は、国務院環境保護行政主管部局の評価審査合格後に資格証書の交付を受け、資格証書に規定する等級と評価範囲に従って環境影響評価サービスに従事し、評価の結論に責任を負わなければならない。建設プロジェクト環境影響評価に技術サービスを提供する団体の資格条件と管理方法は、国務院環境保護行政主管部局が制定する。

国務院環境保護行政主管部局はすでに資格証書を所得し、建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供している団体のリストを公表しなければならない。

建設プロジェクト環境影響評価に技術サービスを提供している団体は、建設プロジェクト環境影響評価文書の審査を担当する環境保護行政主管部局またはその他の審査関係部局との間にいかなる利害関係もあってはならない。)

#### (三) 第二十条を

「建築主は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の内容と結論に責任を負わなければならない。建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の委託を受けた技術団体は作成した建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表について相応の責任

を負わなければならない。

区設市以上の人民政府生態環境主管部局は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告書の作成団体に対する監督管理と品質評価を強化しなければならない。

建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告書の審査を担当する生態環境主管部局は作成団体、作成代表者および主要作成者の違法行為情報を社会的信用ファイルに記入し、全国信用情報共有プラットフォームと国家企業信用情報公示システムに掲載して社会に公表しなければならない。

「いかなる団体・個人も建築主に対し建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成する技術団体を指定してはならない。」

と改める。

（現行の環境影響評価法第二十条：環境影響評価文書中の環境影響報告書や環境影響報告表は、対応する環境影響評価資格を有する団体が作成しなければならない。いかなる団体・個人も建築主に建設プロジェクトの環境影響評価を行う団体を指定してはならない。）

#### （四）第二十八条を

「生態環境主管部局は建設プロジェクトの稼働または使用開始後に発生した環境影響の追跡検査を行わなければならない。深刻な環境汚染または生態破壊が生じた場合は、原因を究明し、責任の所在を明らかにしなければならない。建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告書の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏もしくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確または不合理などの重大な品質問題があった場合、本法第三十二条の規定に従い建築主およびその責任者と委託を受けて建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成した技術団体およびその関係者の法的責任を追及する。審査部局職員の職務怠慢により、承認すべきでない建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を承認した場合、本法第三十四条の規定によりその法的責任を追及する。」

と改める。

（現行の環境影響評価法第二十八条：環境保護行政主管部局は建設プロジェクトの稼働または使用開始後に発生した環境影響について追跡検査を行わなければならない。深刻な環境汚染や生態破壊が発生した場合は、原因を究明し、責任の所在を明らかにしなければならない。建設プロジェクト環境影響評価に技術サービスを提供する団体が事実と異なる環境影響評価文書を作成した場合は、本法第三十二条の規定に従いその法的責任を追及する。審査部局職員の職務怠慢により、承認すべきでない建設プロジェクト環境影響評価文書を承認した場合、本法第三十四条の規定によりその法的責任を追及する。）

#### （五）第三十二条を

「建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告書の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏もしくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確もしくは不合理

などの重大な品質問題があった場合、区設市以上の人民政府の生態環境主管部局が建築主に対し 50 万元以上 200 万元以下の過料を科し、併せて建築主の代表者、トップリーダー、直接の担当役員およびその他の直接担当者に対し、5 万元以上 20 万元以下の過料を科す。

委託を受けて建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成した技術団体が国家の環境影響評価標準や技術規範などの規定に違反し、作成した建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏もしくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確または不合理などの重大な品質問題があった場合、区設市以上の人民政府の生態環境主管部局が技術団体に対し受領した費用の 3 倍以上 5 倍以下の過料を科す。状況が悪質な場合は、環境影響報告書、環境影響報告表作成業務に従事することを禁止する。違法に得た物がある場合は没収する。

作成団体に本条第一項、第二項に規定する違法行為があった場合、作成代表者と主な作成者は 5 年間環境影響報告書、環境影響報告表作成業務に従事することを禁止する。犯罪を構成する場合、刑事責任を追及し、併せて環境影響報告書、環境影響報告表作成業務に従事することを生涯禁止する。」

と改める。

(現行の環境影響評価法第三十二条：委託を受けて建設プロジェクト環境影響評価に技術サービスを提供する団体に環境影響評価業務の中で責任放棄や虚偽報告があり、環境影響評価文書に過誤が生じた場合は、環境影響評価資格を授与した環境保護行政主管部局がその資格等級を下げるか資格証書を失効させ、報酬の倍額以上三倍以下の過料を科す。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。)